

物価高騰対策補助金説明会

令和8年3月22日

大分県薬務室

保険調剤薬局を対象とした補助金に関する事業です 💰

3つあります！

- ①大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金
- ②社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金
- ③医療機関の賃上げ支援

条件を満たせば、3つとも申請できます！

まずはホームページをご確認ください 薬務室トップページの新着情報から入れます

検索ワード「大分県 薬務室」

本文へ 日本のおんせん県おおいた Oita Prefectural Government 大分県

ご利用ガイド 閲覧補助 Other Languages 相談窓口

サイト内検索 Google 提供 検索

防災ポータル 分類でさがす 目的でさがす 組織でさがす

ページ番号検索

現在地 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [福祉保健部](#) > 薬務室

薬務室

ページ番号 : E000012610

新着情報

- 2026年3月2日更新 [【薬局向け】診療所等における物価上昇に対する支援事業（補助事業）について](#)
- 2026年2月25日更新 [認定薬局制度について](#)
- 2026年2月25日更新 [令和7年度登録販売者試験の問題、正答及び合格基準等について](#)
- 2026年2月7日更新 [令和7年度登録販売者試験の実施について](#)
- 2025年10月1日更新 [指定薬物関係について](#)

連絡先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎別館3階
Tel : 097-506-2650 (薬務室)
Fax : 097-506-1828
[お問い合わせはこちらから](#)

主な業務

医薬品等の安全確保と献血の推進

- a. 医薬品等の事務
 - 薬と健康の週間
 - 医療機器販売・賃貸業の

※①のホームページ例です。②及び③はそれぞれ別のページが順次新設されます。

事業概要や申請フォームの入り口は以下のホームページに掲載しています

大分県 防災ポータル 分類でさがす 目的でさがす 組織でさがす ページ番号検索

現在地 [トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [福祉保健部](#) > [薬務室](#) > 【薬局向け】診療所等における物価上昇に対する支援事業（補助事業）について

【薬局向け】診療所等における物価上昇に対する支援事業（補助事業）について

印刷ページの表示 ページ番号：0002330553 更新日：2026年3月2日更新

✕ ポスト シェアする LINEで送る

【薬局向け】「診療所等における物価上昇に対する支援事業（補助事業）」に関するお知らせ

めじろんからのお知らせ 局向けの物価上昇分に対する支援事業です。では、4月以降に申請を受け付ける予定です。

大分県 防災ポータル 分類でさがす 目的でさがす 組織でさがす

大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業補助金交付要綱及び募集要領 (PDFファイル) (1.11MB)

申請手続

〈申請方法〉
電子申請フォームから申請をお願いします。
※電子申請フォームのURLは、申請受付を開始しましたらこちらに掲載します。
※口座情報をご記入いただけますので、お手元に連絡をご準備のうえ、申請をお願いします。
(連絡の写しの添付は不要です)

〈申請期間〉
【第1期】令和8年3月4日（水曜日）16時～令和8年3月8日（日曜日）
【第2期】令和8年4月頃～（決まり次第更新します）
※申請は、第1期か第2期いずれかの期間に1店舗1回限りです。
※同一グループ

下方へページをスクロール

〈注意事項〉
以下に掲げる店舗は補助対象外となります。
・申請時点で廃業している店舗
・申請時点で休止中の店舗

〈電子申請フォーム〉 [申請はこちら](#)

問合せ先

補助金事業の概要

- 事業名: ①大分県診療所等における物価上昇に対する支援事業費補助金
- 対 象: 県内すべての保険薬局
- 条 件

施設区分	補助額
保険薬局(5店舗以下)	8.5万円/店舗
保険薬局(6店舗以上19店舗以下)	7.5万円/店舗
保険薬局(20店舗以上)	5万円/店舗

施設区分・・・令和7年4月30日時点の同一グループ内の店舗数(九州厚生局に届け出ている数)
補助対象店舗・・・現時点で開設している大分県内の店舗

補助金事業の概要 つづき

- 受付期間

【第1期】令和8年3月4日(水)～8日(日)

【第2期】令和8年4月以降、1か月程度（詳細は決まり次第通知）

※申請は第1期、第2期いずれかの期間中1回のみ

※第1期と第2期で、補助内容に変更なし

- 申請方法:電子申請(ホームページ内に入り口を設置)

補助金事業の概要

- 事業名: ②社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援補助金

- 対 象: 県内すべての保険薬局

- 条 件

施設区分	補助額
保険薬局	2万円/店舗

注意 🖐️ 補助対象外・・・令和7年3月2日以降に新規開設した施設は補助対象となりません。

- 受付期間: 4月以降(未定)

厚生労働省は、医療分野で働く皆さまの賃金改善を図るため、令和7年12月分から令和8年5月分の賃金改善を支援します。

■支援の方法

賃金改善を図る医療分野の事業所の皆さまに給付金を支給します。

補助金事業の概要

- 事業名: ③医療機関の賃上げ支援
(名称未定)
- 対象: 県内すべての保険薬局
- 条件: 右図のとおり
- 受付期間: 4月以降(未定)

対象施設	給付額
病院	1床あたり 84,000円
有床診療所 (医科・歯科)	1床あたり 72,000円
無床診療所 (医科・歯科)	1施設あたり 150,000円
訪問看護ステーション	1施設あたり 228,000円
薬局	1施設あたり 70,000円～145,000円

この給付金を活用して賃金改善を実施していただきます。

■賃金改善の方法

令和7年12月～令和8年5月までの間の賃金改善に充当します。

賃金改善の方法	考え方
ベースアップ (※1)	令和7年12月から 令和8年5月までの間実施
一時金・特別手当 (※2)	直ちにベースアップが困難な場合は 令和8年3月までに最大4ヶ月分を支給

(※1) 基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

(※2) 令和7年12月分から令和8年3月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

よくある質問

Q:①の事業について、**第1期と第2期で違いがある？**

→補助内容に違いはありません。どちらか一方の期間に申請をお願いします。

Q:**第1期に申請しないと予算が不足するのでは？**

→国の財源で十分に確保しているため、不足することはありません。

Q:**電気代などの物価高騰に対する補助？**

→今回の補助金は、「診療等に必要経費に係る物価上昇へ対応するための費用」を補助するためのものです。電気代や燃料代のための物価高騰対策補助金については、近いうちに別途通知します。

(②のことです、1店舗につき2万円の補助)

よくある質問

Q: 店舗を数えるときにグループと法人では考え方が違う？

→施設区分は、厚生局へ届け出ているグループの店舗数でお考え下さい。

Q: グループ内店舗は20店舗以上あるが、グループ内すべての店舗分の補助金がもらえるのか？

→補助金がもらえるのは、大分県内に開設している店舗のみです。

例 ヤクム薬局の場合

グループ内の店舗数・・・500店舗

今回補助金の対象となる店舗数・・・19店舗

☞施設区分:保険薬局(20店舗以上)、補助額:5万円×19店舗



都道府県名

薬局コード	(※レセプトに記載する7桁の数字を記入すること。)				
保険薬局名	<input type="checkbox"/> 個人立 <input type="checkbox"/> 法人立				
指定年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 令和	※全ての保険薬局が和暦で記入。 ※記載の薬局コードを初めて取得した年月日を記入(指定更新後の指定年月日でない)。	
適及指定※が認められた保険薬局への該当	<input type="checkbox"/> 該当(適及指定が認められた) <input type="checkbox"/> 非該当				
保険薬剤師数	・実人員 (常勤+非常勤)	人	・常勤換算 ※常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入)	人	
事務職員数	・実人員 (常勤+非常勤)	人	・常勤換算 ※常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入)	人	
1. 調剤基本料					
<input type="checkbox"/> 調剤基本料1	<input type="checkbox"/> 調剤基本料2	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-イ	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-ロ	<input type="checkbox"/> 調剤基本料3-ハ	<input type="checkbox"/> 特別調剤基本料A <input type="checkbox"/> 特別調剤基本料B
① 処方箋受付回数 前年5月から本年4月末までの処方箋受付回数の合計を記入すること。 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入すること。)			ア 1年間の処方箋受付回数の合計 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入) イ 前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月を記入すること。 (※前年4月末までに指定された場合及び適及指定が認められた場合は記入不要)		回 (整数で記入)
② 1月あたりの処方箋受付回数			※計算方法 ①のイの回数を月数で除した値として1月あたりの処方箋受付回数を記入すること (※①の記入ができない場合は直近1月あたりの処方箋受付回数を記入すること)		回 (整数で記入、小数点以下第1位四捨五入)
③ 保険医療機関に係る処方箋集中率 (小数点以下第2位を切り上げて計算し、小数点第1位まで記入すること)			処方箋受付回数が第1位の医療機関に係る集中率	%	
			処方箋受付回数が第2位の医療機関に係る集中率	%	
			処方箋受付回数が第3位の医療機関に係る集中率	%	
④ 所属するグループの有無			<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし	
ア 所属するグループ名(※調剤基本料の区分によらず、所属するグループがある全ての保険薬局が回答)					
イ 同一グループ内の保険薬局の数(当該保険薬局を含む)			(本年4月末時点)		

よくある質問

Q:①の事業で、**グループの店舗数は令和7年4月30日時点だが、令和7年5月1日以降に開設した薬局は補助対象になるか？**

→補助対象になります。あくまでも、施設区分(グループの店舗数)を決定する際の時点を区切っているだけ(店舗毎の単価を決めているだけ)であって、現在開業している薬局であれば補助の対象となります。

Q:**現在休止届を出しているが補助対象となるか？**

→補助対象とはなりません。

Q:**賃上げの補助(ベースアップ)は大分県ではやらないの？**

→年度明け6月頃から行う予定です。近いうちに別途通知します。

(③のことです、1店舗につき7~14.5万円の補助 ※医療分野における賃上げに対する補助事業)

よくある質問

Q: OTC薬を販売するドラッグストアは補助対象となる？

→補助対象となりません。

Q: 個人経営でも申請できる？

→申請できます。

Q: 申請フォームに通帳の写しを添付する必要があるか？

→不要です。

なお、入力した口座情報に誤りがあると補助金のお支払いができないため、入力内容に誤りがないか、送信前によく確認をお願いします。

【注意 】通帳に記載されている「フリガナ」をそのまま入力ください。

Q: 紙で申請できる？

→県電子申請システム(Graffer)で申請を受け付けます。



- ご不明な点がありましたらご連絡ください。
- 4月以降、担当が1名体制のため、すぐにお返事できない場合がございます。
- 行政として皆様のお役に立てるよう日々努力していますので、罵詈雑言はお控えください。
- ホームページや要綱をご確認の上、お問い合わせください。

大分県薬務室 097-506-2650